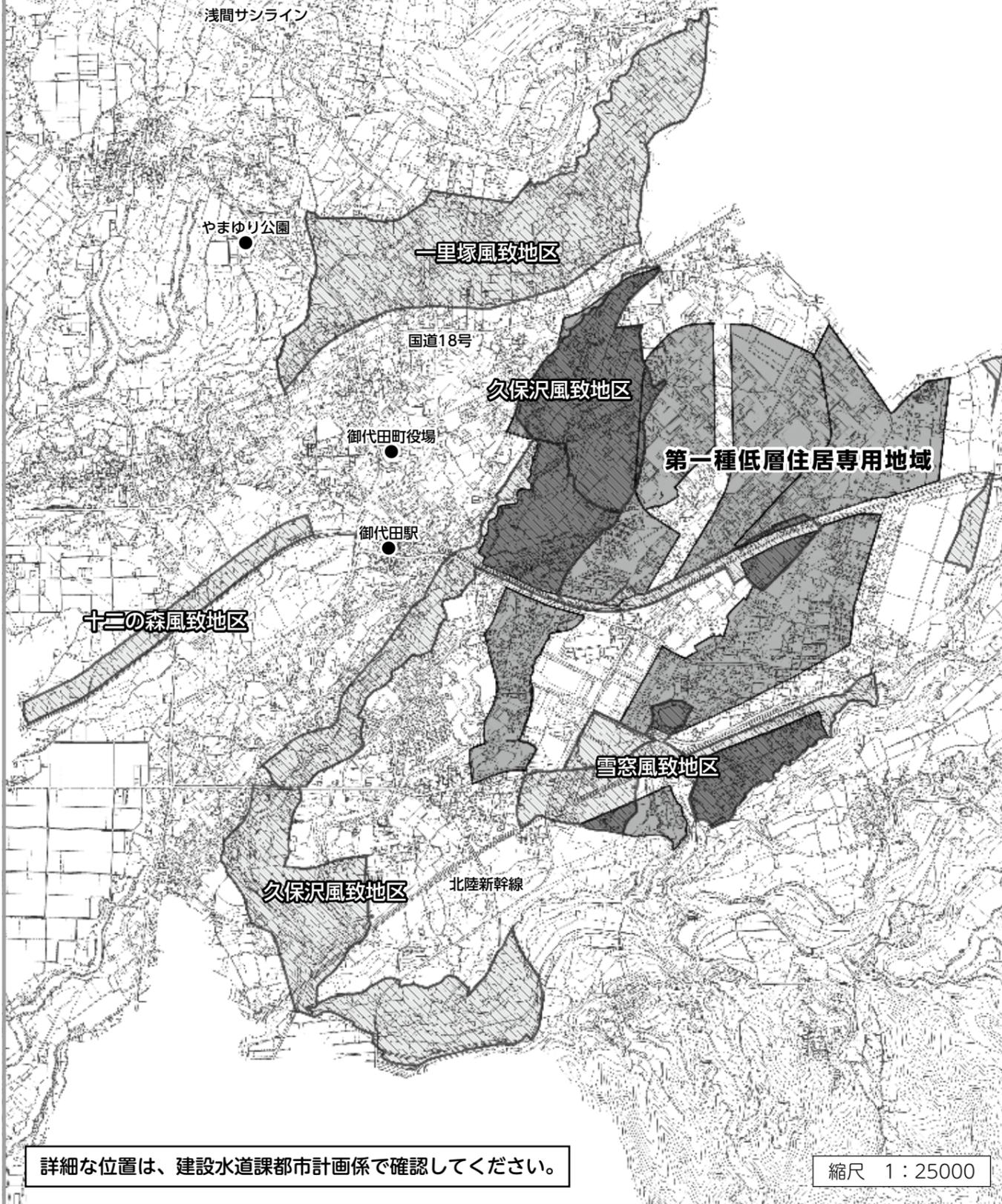


集合住宅の設置に基準を設ける区域(第1種低層住居専用地域および風致地区)



詳細な位置は、建設水道課都市計画係で確認してください。

縮尺 1:25000

1,000㎡以上の土地に集合住宅を建築する場合に新しい基準を設けます

土地面積1,000㎡以上の土地、または延べ面積500㎡以上の集合住宅を建築する場合は、御代田町環境保全条例の規定により、開発行為届出書の提出が必要です。

令和6年4月から特定の地域については、新たな審査基準を設けます。
新しい基準の概要については、次のとおりです。

対象となる行為

土地面積1,000㎡以上の土地、または延べ面積500㎡以上となる集合住宅の建築

集合住宅の設置に基準を設ける区域

住宅地等の静穏の保持や良好な自然環境ならびに景観の保全を図るべき地域として区域を定めます。次のいずれかの区域に該当する場合は、集合住宅を建築する場合は新しい基準に適合していただく必要があります。

- ①第1種低層住居専用地域
- ②風致地区
- ③そのほか自然環境等のため必要があると認める地域
(現在、指定されている地域はありません。)

集合住宅の設置基準

- ①高さについては、地階を除き2階以下とすること。
- ②建築物は、道路から3m以上、隣接地から2m以上後退し、後退部は、自然環境保護等のため、緑地として管理すること。
- ③敷地内の樹木は残存させるか中高木を含む植栽をすることで、建築物等が道路等から直接見えにくいように周囲の緑化をすること。

基準の適用日

令和6年4月1日以降に提出される届出書から新基準を適用します。

新しい基準の詳細は、町ホームページで確認してください。



問い合わせ先 建設水道課都市計画係(32)3129